

保高発第 0416002 号

平成 21 年 4 月 16 日

都道府県高齢者医療制度主管部（局）長 殿

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

長寿医療制度における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の
普及促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから、国においても様々な施策を行ってきたところである。

こうした中で、新たに創設された長寿医療制度においても、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進は重要な課題であり、各医療保険者と同様に積極的な対応が求められるところである。

このため、長寿医療制度における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進の取組については、「長寿医療制度における医療費適正化対策事業等の実施について」（平成 21 年 4 月 16 日保高発第 0416001 号）にて通知したところであるが、留意点等を下記のとおり取りまとめたので、よろしくお取り計らい願いたい。

(表面)


医師・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品を
希望します。

(※署名してください)

氏名

ジェネリック医薬品希望カード



(裏面)

医師・薬剤師の皆様へ

- ジェネリック医薬品の処方・調剤
をお願いします。
- ジェネリック医薬品に関する
ご説明をお願いします。

(別添2)

〈例文〉

「ジェネリック医薬品希望カード」を送付します。

医師から処方されるお薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。

医薬品の開発には長い時間と多くの費用がかかることから、新薬は一定期間、特許に守られ販売されます。

一方、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間の終了後に、新薬と同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性は確認されています。

また、新薬に比べて一般的に低価格であり、お薬によっては、3割以上、中には5割以上安くなる薬もあります。

ジェネリック医薬品の種類は、高血圧や高脂血症のお薬、糖尿病のお薬など、さまざまな症状に対応したものがあり、その形態も、カプセル・錠剤・点眼剤など、さまざまなものがあります。

ジェネリック医薬品を希望される方は、同封の「ジェネリック医薬品希望カード」を医師・薬剤師に提示して、ご相談ください。